

広島市立大学学部長等候補者選考会議規程

平成27年3月26日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学部長等選考規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第37号）第8条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する学部長等候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 広島市立大学国際学部長、広島市立大学芸術学部長及び広島市立大学情報科学研究科長（以下「学部長等」という。）の候補者の選考に関する事項
- (2) 学部長等の解任に関する事項
- (3) その他選考会議の運営等に関し必要な事項

(構成)

第3条 選考会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学部長等
- (5) 広島平和研究所長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者

2 理事長は、委員が学部長等の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）として推薦されたときは、当該委員の所属する学部又は研究科の教授の中から補欠の委員を速やかに選出しなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、それぞれの職位の任期と同一とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が選考対象者として推薦されたときは、当該委員は、委員を辞さなければならない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 選考会議は、議長が招集する。

2 議長は、委員の3分の1以上の者が会議に付すべき事項を記載した書面を提出して選考会議の招集を請求したときは、選考会議を招集しなければならない。

(議事)

第7条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の選考会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定により選考会議に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第9条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第10条 選考会議に関する事務は、事務局教務・研究支援室において遂行する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営等に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。